

組合だより

森林整備の推進と低コスト化を目指して



今春に導入した高性能林業機械 ザウルス・ロボ による森林作業道の開設状況(西山 別山後谷団地)



就任のご挨拶

代表理事組合長

石塚 正 好

先般5月29日総代会後の理事会にて、この度、組合長と言う大役を仰せつかることになりました石塚正好と申します。人望豊かな前仲野組合長の後任ということで、日々重責を感じております。歳は一人前に取っておりますが、当森林施業等については不慣れであり、組合員及び職員、役員の知恵と人脈をお借りして微力でございますが、当組合が抱える課題に真直面から積極的に取り組んでいく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

さて、森林・林業を取り巻く環境が厳しさを増す中、昨年末平成30年度税制改正大綱に「森林環境税(仮称)」と「森林環境譲与税(仮称)」の創設が決まりました。

この血税の有効活用が森林を蘇生する最後のチャンスであり、当組合としても市町村と足並みを揃え、その責任を担っていきたいと思っております。また、その事が森林所有者である組合員各位の利益であると信じております。

最後に、組合員と当組合が発展する事を念じ、また前仲野組合長におかれましては合併以後13年間という本当に長きにわたり、当組合の発展に貢献いただいたことに改めて、敬意と感謝を表す次第です。今後とも健康に留意され、ご自愛いただくことを切に願いながら就任の挨拶とさせていただきます。

第13回通常総代会が開催されました

平成30年5月29日、柏崎産業文化会館3階大ホールに於いて第13回通常総代会を柏崎市長代理 産業振興部長 箕輪正仁様、刈羽村長 品田宏夫様ほかご来賓をお迎えし、開催されました。

総代総数195名のうち、本人出席118名、書面議決38名、代理出席1名、計157名の出席と、総代会議長に、第8区総代 柏崎市西山町石地の中澤敏夫氏を選出して議事が行われ、上程された14議案全て原案どおり承認可決されました。

なお、議事に先立ち本総代会をもって退任される 前仲野組合長と勤続20年 職員 若月業務課長補佐の表彰が行われました。



退任に伴う感謝状の贈呈
(前仲野組合長)



表彰状(勤続20年)の贈呈
(若月業務課長補佐)

平成29年度事業報告業務

事業活動の概要(本文の一部を抜粋)

平成29年度は、今冬の近年にない大雪に見舞われ、林木の被害もさることながら、当組合の主力事業である施業集約化団地における間伐作業を一時中断せざるを得ない状況となり、事業運営に大きな支障となりました。

平成29年度の事業実績は、事業総収益148,329千円で計画比80%、経常利益は359千円で計画比19%、特別損益及び法人税等を差し引いた当期剰余金は、69千円と利益の確保が精一杯の結果となりました。

各事業部門の概要は、販売部門では大雪により間伐2団地(小島、別山後谷)の作業が一部中断し、この影響で間伐材の搬出が遅れ販売が減少し、収益4,545千円で計画比64%と計画に届きませんでした。森林整備部門では、当初4団地35.04haの利用間伐と6,824mの森林作業道を計画しましたが、大雪の影響で1団地が未成となり、森林整備事業の収益52,995千円で計画比77%と計画には届きませんでした。利用事業では支障木伐採、病虫害防除などは特に組合の認知度、存在意義を図る上で重要な事業と位置づけ精力的に取り組みを致しましたが結果は収益85,237千円、計画比83%と計画には及びませんでした。気候変動への対応等改めて経営の難しさを痛感致しました。

終わりに事業の推進にあたり組合員は基より関係機関のご指導・ご支援に心から感謝を申し上げます。



第13回 通常総代会の様子

組 合 員 数

(単位:人)

資格区分	H28年度末	H29年度増加	H29年度脱退	H29年度末
正組合員	3,236	75	189	3,122
准組合員	9	0	0	9
合 計	3,245	75	189	3,131

出 資 口 数

(単位:口)

資格区分	H28年度末	H29年度増加	H29年度減少	H29年度末
正組合員	1,133,540	220	64,324	1,069,436
准組合員	32,779	0	680	32,099
合 計	1,165,639	220	64,324	1,101,535

損益計算書 平成29年4月1日～平成30年3月31日迄

科 目	収益(円)	費用(円)	損益(円)
I 事業総損益			
指導事業	2,672,300	2,670,523	1,777
販売事業	4,545,812	3,033,212	1,512,600
森林整備事業	52,995,771	39,975,774	13,019,997
利用事業	85,237,157	72,356,106	12,881,051
購買事業	2,878,038	2,491,493	386,545
合計及び事業総利益	148,329,078	120,527,108	27,801,970
II 事業管理費			
1.人件費		19,572,664	
2.旅費交通費		714,348	
3.事務費		1,355,481	
4.業務費		2,158,997	
5.諸税負担金		1,537,194	
6.施設費		3,177,328	
7.雑費		103,350	
事業管理費		28,619,362	-28,619,362
事業利益			-817,392
III 事業外損益			
事業外損益	1,177,250	0	1,177,250
経常利益			359,858
IV 特別損益			
特別損益	11,700,000	11,700,002	-2
税引前当期純利益			359,856
法人税、住民税等		290,000	-290,000
当期剰余金			69,856
前期繰越剰余金			2,789,153
修繕積立金取崩額			325,000
当期末処分剰余金			3,184,009

貸借対照表 平成30年3月31日現在

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
資産の部		負債の部	
1.現金	32,025	1.買掛金	553,715
2.預金	132,429,517	2.未払金	37,806,172
3.受取手形		3.未払消費税	
4.売掛金	402,473	4.一般預り金	4,780,687
5.未収金	39,442,676	5.貸倒引当金	
6.未収消費税	1,894,011	6.未払法人税等	290,000
7.棚卸資産	2,039,720		
8.立替金	2,443	流動負債合計	43,430,574
9.一般仮払金	1,657,800		
流動資産合計	177,900,665	1.退職給付引当金	23,985,871
固定資産		2.役員退任慰労金引当金	2,560,000
1.建物	14,321,145	固定負債合計	26,545,871
2.建物附属設備	571,101		
3.構築物	599,955	負債合計	69,976,445
4.機械装置	9,126,693		
5.車両運搬具	5,614,916	純資産の部	
6.工器具備品	111,622		
7.土地	22,624,297	出資金	110,153,500
8.森林	4,936,641		
有形固定資産合計	57,906,370	1.法定準備金	14,530,710
1.電話加入権	314,197	2.任意積立金	48,019,427
無形固定資産合計	314,197	3.当期末処分剰余金	3,184,009
1.系統出資金	9,730,000	利益剰余金合計	65,734,146
2.系統外出資金	732,000		
外部出資合計	10,462,000	資本準備金	763,474
固定資産合計	68,682,567		
1.森林GIS	44,333	純資産合計	176,651,120
繰延資産合計	44,333		
資産合計	246,627,565	負債・純資産合計	246,627,565

平成29年度 剰余金処分案

科 目	積 算 内 訳	小 計 (円)	合 計 (円)
I 当期末処分剰余金			3,184,009
II 剰余金処分額			
1.法定準備金	当期剰余金の1/5以上	20,000	
III 次期繰越剰余金			3,164,009

平成30年度事業計画

運営の基本方針（本文の一部を抜粋）

待望の森林環境税及び森林環境譲与税の導入が決まり、私どもの地域林業も一つの節目を迎えました。森林環境譲与税は、平成31年度より実施される事から、今年はその準備計画の年と言われており、地域林業の活性化を促す施策であってほしいと願っております。

当組合では、今年度「**利用間伐による森林整備の推進**」「**支障木伐採等利用事業の推進**」「**人材の確保・育成**」の3点を重点に事業を推進します。利用間伐では、森林経営計画に基づく受託間伐を、4団地で40ha、森林作業道は8,000mの開設を計画し、今春3月に導入した高性能林業機械



別山後谷地区での間伐作業



伐採指導

「ザウルス・ロボ」等をフルに活用して、森林整備の推進と低コスト化を図ります。次に屋敷周り等支障木の伐採は、組合員や地域の

方々との繋がりも多く、地域の森林組合としての認識を図る観点から、主要な事業として力を注いでまいります。

また、組合活動の原動力は人であり積極的に人材を確保し、育成を図ります。

さて、今年度は第2期中期経営計画の最終年（3年目）に当たり、目標とする「組合員から期待され、信頼される組合」に応えらえるよう頑張ります。

損益計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日迄

科 目	収益(千円)	費用(千円)	損益(千円)
I 事業総損益			
指導事業	2,550	2,550	0
販売事業	5,568	2,767	2,801
森林整備事業	81,671	64,050	17,621
利用事業	87,247	77,009	10,238
購買事業	2,740	2,382	358
合計及び事業総利益	179,776	148,758	31,018
II 事業管理費			
1.人件費		20,888	
2.旅費交通費		850	
3.事務費		1,540	
4.業務費		2,460	
5.諸税負担金		1,560	
6.施設費		2,900	
7.雑費		300	
事業管理費		30,498	-30,498
事業利益			520
III 事業外損益			
事業外損益	840	100	740
経常利益			1,260
IV 特別損益			
特別損益	0	0	0
税引前当期純利益			1,260
法人税、住民税等		290	-290
当期剰余金			970
前期繰越剰余金			3,164
当期末処分剰余金			4,134

今年度も林業専用道を開設します

森林組合では昨年度の継続事業で、国・県の補助事業を活用し、市内南鯖石の石曾根地区で林業専用道（規格相当）【葛俣線】を開設します。

また、柏崎市は東京オリンピック・パラリンピックの選手村施設に、この林業専用道沿いにある市有林のスギ材を提供する予定であり、専用道開設の効果が期待されます。



林業専用道【葛俣線】の開設予定地



東京オリンピック・パラリンピック選手村施設に納材予定の市有林造林地

新役員が決定しました

代表理事組合長



石塚 正好

(新) 石曽根

第一理事



中村 卓明

(再) 高柳町岡田



第13回通常総代会の承認を受け、その後の理事会・監事会において新執行体制が決定しました。代表理事組合長は石塚正好理事、第一理事には中村卓明理事、代表監事は大倉正大(いずれも新任)が選出されました。

(任期は平成30年5月29日から平成33年5月の総代会迄)



理 事



山田 八郎

(再) 宮之窪

理 事



池田 孝雄

(新) 西山町長嶺

理 事



栗田 哲雄

(新) 西山町別山

理 事



眞貝 清一

(新) 西長鳥

理 事



徳 永久行

(新) 西山町浜忠

理 事



中澤 陽一

(再) 善根

理 事



小暮 覚

(新) 水上

理 事



村田 嘉弥

(新) 高柳町門出

代表監事



大倉 正大

(新) 高柳町岡野町

監 事



山崎 武昭

(新) 善根

購買情報

森林香は造林業などのプロ用として開発された屋外専用の強力な蚊取り線香です。森林組合の作業には欠かせない用品で、農作業にも最適です。



〈30巻入〉

1,388円 (税込)



〈パワー森林香2巻付き〉

1,029円 (税込)

名義の変更等について

組合員様の死亡による相続、山林の譲渡や高齢による組合員権利の譲渡などによる名義の変更、引っ越しなどにより住所・氏名が変更になった場合には**手続きが必要**となります。

死亡による
相続

譲渡

住所・氏名
変更



手続きが必要

手続きに必要な用紙は、森林組合に用意してあります。郵送でも対応いたしますので、まずは総務課までお問合せ下さい。

お問合せは **柏崎地域森林組合** ☎0257-22-6212 fax 0257-22-6234

平成31年度より「新たな森林管理システム」が創設されます

それに伴う森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の創設も決まりました。

森林環境税(仮称)

国民皆で温室効果ガス吸収源等の重要な役割を担う森林を支える仕組み

平成36年度より国税として課税

個人住民税均等割りで国民1人当たり、年額1,000円を徴収

市町村 → 新潟県 → 国庫納付

森林環境譲与税(仮称)

平成31年度から創設

森林環境税の先行支出
(借入金で対応、後年の森林環境税を償還に充てる)

国庫より譲与 → 市町村
→ 新潟県

税の用途

- 間伐(境界確定、作業路網整備を含む)
- 人材育成・林業担い手の確保
- 木材の利用促進、啓蒙普及 等

新しい森林管理システム

実状は

- 森林所有者の山離れにより手入れ不足の森林が増加
- 所有者や境界が不明な森林が増加し、森林経営管理や路網整備が進まない
- 林業経営者(事業を実施する者)では、担い手不足とともに事業地の確保、基盤整備の強化が課題

そこで

- 経営管理が不十分な森林を意欲と能力のある林業経営者に担ってもらう制度が必要

これからは

- 市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築
- 市町村は順次、森林所有者の意向調査を実施

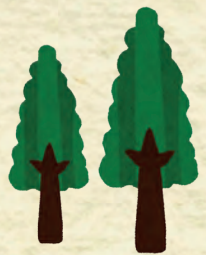
森林所有者が森林経営を実行できる場合

- これまで通り、所有者による森林経営管理を支援し、維持への責務を明確化する

森林所有者が森林経営を実行できない場合(森林所有者との合意が前提)

- 市町村が経営管理を実施出来るよう措置
- 市町村は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託出来るよう措置
- 林業経営に適さない森林は、市町村自らが管理出来るよう措置

今後これまで以上に市町村(自治体)の森林整備への関わりが大きくなり、また森林整備の担い手である森林組合の役割と使命が一層重要になる時代が到来しました。



手入れを待つ荒廃した森林